令和７年度幼児教育・保育無償化のお知らせ

幼稚園（未移行幼稚園）の教育時間部分を利用

【対象者】

○　**満３歳児・年少・年中・年長クラスで「施設等利用給付認定（第１号～第３号いずれか）」を受けた者**

【給付・補助金】

○　**無償化：月額最大25,700円まで給付**

○　**保護者負担軽減補助金：月額最大5,000円～9,400円まで補助**

そのほか、①年収360万円未満相当世帯　②（小学校3年生までの子から数えて）第3子以降に該当する場合は、市から保護者の皆様へ**副食費相当額**として上限4,800円（月額）を給付いたします。該当する方には、別途ご案内いたします。

- 給付及び補助金は、実際に負担すべき補助対象経費（入園料や保育料等）を限度として支給します。
- 保護者負担軽減補助金についての詳細は、別途「令和7年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金実施のお知らせ」をご覧ください。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 幼稚園と障害児の発達支援の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

幼稚園（未移行幼稚園）の預かり保育の利用

【対象者・利用料】

○　対象者は市から**「保育の必要性の認定（施設等利用給付第２号認定または施設等利用給付第３号認定）」を受ける必要があります。**

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、保育幼稚園課入園相談係へお問い合わせください。

※　預かり保育は、満3歳となった日の次の4月から小学校入学前までが無償化の対象です。

※　市町村民税非課税世帯については、満3歳から対象となります。

○　**預かり保育の利用料**
利用日数×450円を限度に、月額最大11,300円まで無償化

※　無償化の対象額は、利用日数に450円を乗じた額と実際に支払った額を、月ごとに比較して低い方の額となります。

※　預かり保育を実施していない場合や、実施時間等が少ない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満）には、預かり保育の利用料に加えて、国が定める指導監督基準を満たす認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料についても、月額最大11,300円の範囲内で無償化の対象となります。

※　市町村民税非課税世帯については、満3歳となった日から次の3月末までの間は、月額最大16,300円が無償化の対象となります。

〈参考例〉預かり保育の利用料が1日400円のA幼稚園、500円のB幼稚園の場合
（どちらも１か月の利用日数は20日）

	利用日数	利用料（＊１）	上限額（＊２） 450円×利用日数	（＊１）と（＊２）のうち低い額	実費負担額
A幼稚園	20日	8,000円 （400円×20日）	9,000円 （450円×20日）	8,000円	0円
B幼稚園	20日	10,000円 （500円×20日）	9,000円 （450円×20日）	9,000円	1,000円

教育時間部分給付・保護者負担軽減補助の方法について

【償還払いの場合】

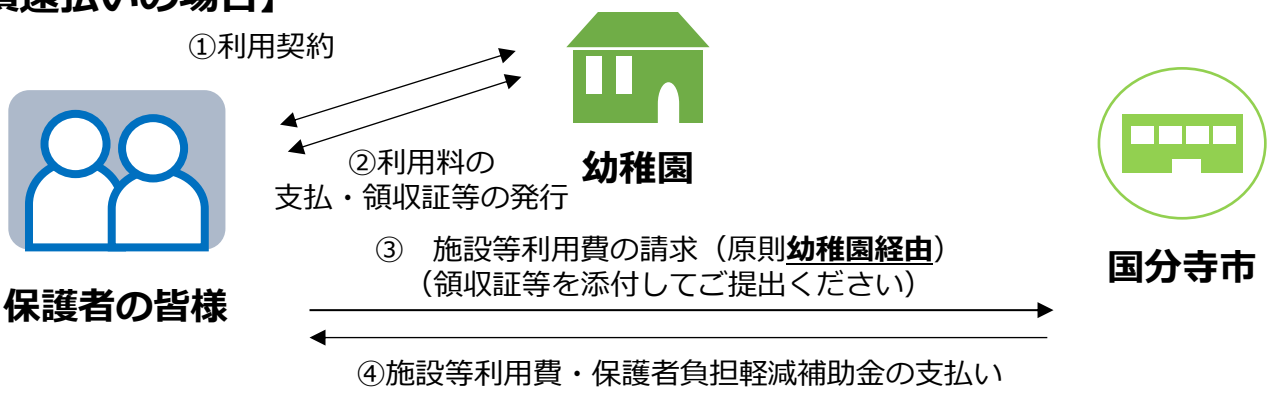

【法定代理受領の場合】

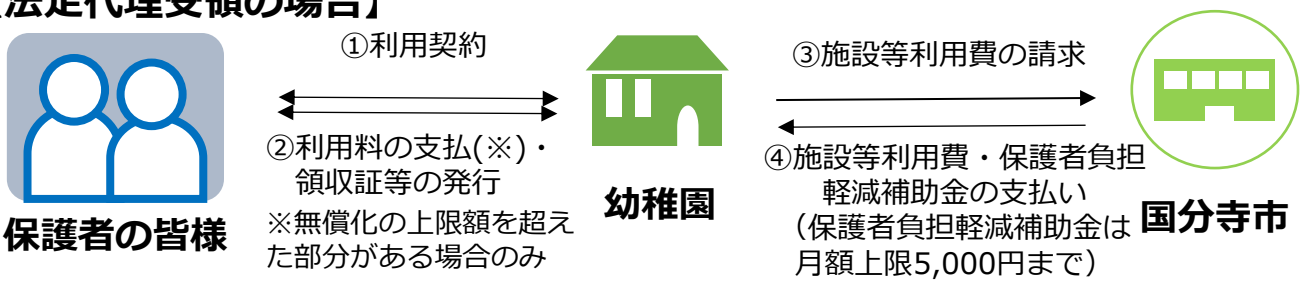

【請求方法・支払方法】

⑴**償還払い**：利用料を施設にお支払いいただき、後日市へ施設等利用費を請求していただきます。

⑵**法定代理受領**：施設が保護者の皆様に代わって市へ施設等利用費の請求を行います。

※教育時間部分の給付方法は、施設によって異なります。上記⑴と⑵のどちらに該当するかはご利用の施設にお問い合わせください。

※預かり保育の利用料については、**償還払い**にてお支払いさせていただきます。

【請求・支払の回数】

償還払いの場合、**年２回・半年ごと**に施設経由で請求していただき、内容審査を含め約１～２か月後に指定の口座に施設等利用費をお支払いさせていただきます。

※　４月～９月の利用分：10月頃に市に請求、12月～１月頃にお支払い。
　10月～３月の利用分：４月頃に市に請求、５月頃にお支払い。

※請求書類は申請時期前に原則施設経由で保護者の皆様に配布いたします。
（市ホームページからも様式をダウンロード可能です。）

【提出書類】

施設等利用費の支払方法が償還払いの場合、請求には以下の書類が必要となります。

・施設等利用給付第１号認定の方
　施設等利用費請求書（様式第６号）、領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書
・施設等利用給付第２号認定、施設等利用給付第３号認定の方
　施設等利用費請求書（様式第６号、様式第７号）、領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書

【注意事項】

〇認定種別によって施設が発行する領収証等の内容が異なります。ご利用の施設に認定種別等をお伝えいただきますようお願いいたします。

〇施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めに施設にご相談ください。

申請時期・書類等の詳細につきましては、市ホームページまたは施設等を通じて順次、保護者の皆様へお知らせいたします。

【問い合わせ先 】 国分寺市　子ども家庭部　保育幼稚園課
（認定に関すること） 入園相談係　　電話　042-312-8648
（給付に関すること） 給付管理係　　電話　042-312-8649